

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例施行規則

	平成 20 年	3 月 25 日	規則第 3 号
	平成 22 年	7 月 6 日	規則第 8 号
	平成 25 年	3 月 27 日	規則第 5 号
	平成 27 年	11 月 24 日	規則第 9 号
	平成 28 年	3 月 29 日	規則第 8 号
	平成 31 年	2 月 28 日	規則第 2 号
	令和 2 年	4 月 28 日	規則第 11 号
	令和 3 年	3 月 29 日	規則第 4 号
	令和 6 年	3 月 29 日	規則第 6 号
	令和 6 年	11 月 13 日	規則第 9 号
最終改正	令和 8 年	3 月 30 日	規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）及び長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(葬祭費の支給申請)

第 2 条 条例第 2 条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書（様式第 1 号）に、葬祭執行の事実を証明する書類を添えて長崎県後期高齢者医療広

域連合の長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給申請）

第2条の2 条例附則第3条の規定による傷病手当金の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）（様式第1号の2）、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（事業主記入用）（様式第1号の3）又は後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）（様式第1号の4）を広域連合長に提出しなければならない。

（保険料の額の通知）

第3条 条例第18条に規定する通知は、次に掲げる事項を記載した後期高齢者医療保険料額決定通知書又は後期高齢者医療保険料額変更決定通知書により行うものとする。

- (1) 被保険者氏名
- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 後期高齢者医療保険料
- (6) 保険料算定の基礎
- (7) その他通知に必要な事項

2 条例第18条に規定する通知のうち、特別徴収の仮徴収額に関する通知は、次に掲げる事項を記載した後期高齢者医療仮徴収額決定通知書又は後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書により行うものとする。

- (1) 被保険者氏名

- (2) 被保険者番号
- (3) 決定年月日
- (4) 決定理由
- (5) 仮徴収額
- (6) その他通知に必要な事項

(保険料の徴収猶予の申請)

第4条 条例第19条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第2号）とする。

(保険料の徴収猶予の適用除外)

第5条 被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下同じ。）が条例第21条に規定する申告を行っていないときは、徴収猶予を行わない。ただし、特別の事情により申告期限後に申告を行ったときは、この限りではない。

2 保険料の納期限が経過したもの、又は既に納付されているものは、徴収猶予を行わない。

(保険料の徴収猶予の決定及び通知)

第6条 広域連合長は、第4条に規定する後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により徴収猶予の決定を行ったときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書（様式第3号）により、徴収猶予をしない決定を行ったときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(保険料の徴収猶予理由消滅の申告)

第7条 条例第19条第3項に規定する申告は、後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅申告書(様式第5号)により行うものとする。

(保険料の徴収猶予の取消し)

第8条 広域連合長は、保険料の徴収猶予を受けた被保険者又は連帯納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けたとき。
- (2) 資力の回復その他の事情の変更により保険料の徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

2 広域連合長は、前項の規定により徴収猶予を取り消したときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書(様式第6号)により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知するものとする。

(保険料の減免の申請)

第9条 条例第20条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第7号)とする。

(保険料の減免の適用除外)

第10条 被保険者又は連帯納付義務者が条例第21条に規定する申告を行っていないときは、減免を行わない。ただし、特別の事情により申告期限後に申告を行ったときは、この限りではない。

2 保険料の納期限が経過したもの、又は既に納付されているものは、減免を行わない。ただし、広域連合長が特に必要と認め

る場合は、この限りではない。

(保険料の減免の決定及び通知)

第 1 1 条 広域連合長は、第 9 条に規定する後期高齢者医療保険料減免申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により減免の決定を行ったときは、後期高齢者医療保険料減免決定通知書(様式第 8 号)により、減免をしない決定を行ったときは、後期高齢者医療保険料減免却下通知書(様式第 9 号)により、申請者に通知するものとする。

3 保険料の減免期間が翌年度にわたる場合の翌年度の保険料の減免の可否決定は、翌年度の確定賦課における年間保険料額の決定後に行い、当該申請者に通知するものとする。

(保険料の減免理由消滅の申告)

第 1 2 条 条例第 2 0 条第 3 項に規定する申告は、後期高齢者医療保険料減免理由消滅申告書(様式第 1 0 号)により行うものとする。

(保険料の減免の取消し)

第 1 3 条 広域連合長は、保険料の減免を受けた被保険者又は連帯納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すことができる。

(1) 偽りの申請その他不正の行為により保険料の減免を受けたとき。

(2) 資力の回復その他の事情の変更により保険料の減免をすることが不適當であると認められるとき。

2 広域連合長は、前項の規定により減免を取り消したときは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第11号）により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知するものとする。

（保険料に関する申告）

第14条 条例第21条に規定する申告書は、後期高齢者医療簡易申告書（様式第12号）とする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月6日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月24日規則第9号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の様式第2号及び様式第3号については、平成31年度以降の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料

については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 2 8 日規則第 1 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 9 日規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 1 3 日規則第 9 号）

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 0 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の様式第 8 号及び様式第 1 1 号については、令和 8 年度以降の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。